

「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（案）の概要

1 制定の背景及び趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を条例で定める。

＜条例の主な内容＞

- ・職員配置の基準
- ・施設長の資格要件
- ・設備の基準
- ・業務継続計画の策定等

2 基準設定の考え方

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）において規定されている基準について、当該基準のとおりとする。

なお、当該省令には規定されていないが、適正な施設運営の確保のために必要な基準を県独自の基準として定める。

3 県独自の基準（案）

（1）虐待防止研修等の努力義務化

入所者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や責任者の設置を努力義務化

（2）災害対応マニュアルの策定の義務化

入所者の安全・安心の確保の観点から、実効性の高い災害対応マニュアルの策定を義務化

4 旧条例の廃止

この条例の施行に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年石川県条例第40号）については、廃止する。

※旧条例の廃止に伴う必要な経過措置を規定。

5 条例施行日（予定）

令和6年4月1日